

2011年6月22日

内閣府特命担当大臣（消費者担当） 蓮舫様
内閣府消費者委員会委員長 松本 恒雄様
消費者庁長官 福嶋 浩彦様
独立行政法人 国民生活センター 理事長 野々山 宏様

全国消費者団体連絡会
事務局長 阿南 久

国民生活センターのあり方を含む、消費者行政強化のための緊急要請

国民生活センターの在り方の見直しについて、消費者庁と国民生活センターはタスクフォースを設け、5月には中間整理を行い、公開ヒアリングと意見募集を実施しました。6月には、消費者委員会が独自の立場から意見表明を行いました。

この間の議論は、直接の当事者である、消費者庁と国民生活センターの間でのやり取りに終始し、消費者委員会からの意見をどのように反映するのか、まったく見えてきません。

消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項及び消費者庁等設置法案等に対する衆・参両議院の附帯決議では、政府に対して平成24年8月末までに、「消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」としています。そしてその検討にあたっては「消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重」（参議院附帯決議）することを求めています。

地方消費者行政育成強化集中期間の終了も目前に迫り、東日本大震災による消費者被害が横行する中、消費者行政の充実と強化はこれまで以上に重要な課題となっています。

以下の項目について要請いたしますので、真摯な検討を求めます。

記

1. 消費者委員会の意見も明らかになった今、国民生活センターのあり方を含む、消費者行政強化のための論議は、消費者庁と国民生活センターという当事者間での話し合いから次の段階に移行し、当事者間のとりまとめと消費者委員会意見をもとにしながら、消費者、消費者団体や専門家、有識者、事業者などによる検討を開始すべきです。
2. 検討が終わるまでは、以下の点を留保することを求めます。
 - ① 「消費者基本計画」総論に消費者庁と国民生活センターの一元化を盛り込むこと
 - ② 「消費者基本計画」個別施策から国民生活センター名をはずすこと

以上